

平成 2 0 年 1 月 2 4 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 0 年第 2 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第2回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年1月24日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時54分
休憩 午後 2時50分～2時52分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 古木 光 義 牧野 征 夫
中村 祐 治 宮田 由 香
大澤 祥 一
署名委員 牧野 征 夫

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育長 大澤 祥一 教育部長 高橋 眞二
総務課長 渡邊 博 学務課長 島田 文直
指導課長 樋口 豊隆 指導主事 浅野 正道
生涯学習推進センター長 五十嵐 敏行 体育課長 田中 博
図書館長 藤田 力

- 5 会議に出席した事務局の職員
総務課庶務係 小林 健司 鈴木 啓史

案 件

1 議案

(1) 議案第 2 号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

(1) 立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について

3 報告

(1) 学校選択制校長意向アンケートの実施について

(2) インフルエンザによる学年閉鎖について

(3) 第 4 回「立川教育フォーラム」について

(4) 学校表彰等について

(5) 第 6 8 回国民体育大会の合意について

4 その他

平成20年第2回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年1月24日

教育委員会会議室

1 議案

(1) 議案第2号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

(1) 立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について

3 報告

(1) 学校選択制校長意向アンケートの実施について

(2) インフルエンザによる学年閉鎖について

(3) 第4回「立川教育フォーラム」について

(4) 学校表彰等について

(5) 第68回国民体育大会の合意について

4 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

古木委員長 皆様、こんにちは。平成20年第2回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に牧野委員、お願いいたします。

本日は、議案1件、協議1件、報告5件、その他となっております。

議案

(1) 議案第2号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

古木委員長 それでは、議案第2号立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についての説明を藤田図書館長にお願いいたします。

藤田図書館長 それでは、議案第2号について御説明いたします。

図書館の休館日は、月曜日と第3木曜日と条例規則で定めておりますが、第3木曜日が休日の重なった場合が決まっておりませんでした。平成20年の3月の第3木曜日が春分の日となるため、当日を開館し、翌日を休館とするための一部規則の改正でございます。

よろしくお願いいたします。

古木委員長 それでは、お手元の改正前、改正後の対照表についてご説明をお願いします。
藤田図書館長。

藤田図書館長 現在、改正前につきましては、第9条で「条例第6条第3号に規定する毎月例日の休館日は、第3木曜日とする」ということになっております。これを改正後には、その後、「ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる場合は、その翌日とし、同日が同法第2条に規定する日にあたる場合は、その翌日とする」ということで、当日、祝日にあたったときは翌日、又はその次が祝日であれば、またその次の日を休館日とするということで規則を改正することです。

よろしくお願いいたします。

古木委員長 本件につきまして、質疑を承ります。ご質問のある方は挙手をお願いします。
牧野委員。

牧野委員 市民サービスという点から、是非ともこういうふうにやっていただく方が市民としては助かりますので、お願いしたい。

古木委員長 今、牧野委員より賛成のご意見がございました。他にご意見ございませんか。
中村委員。

中村委員 施行するのは24日即ということですか。

古木委員長 藤田図書館長。

藤田図書館長 今日、改正が承認されれば、即、3月20日に間に合えばということですがけれども。

中村委員 単なる質問です。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 こうした規則を改正した場合の施行日なんですが、基本的には、事務局の施行する側といいますか、例えば、ここで言えば、教育委員会としての意思があれば、その日からでも結構だという状況はございます。

中村委員 意思があればということですね。

高橋教育部長 はい。ですので、諸事情で連絡徹底の時間が必要であるといった場合には、その内容を諮って、1カ月にするとか3カ月にするということは、教育委員会が決められることでございます。

古木委員長 中村委員、よろしいですか。

中村委員 結構です。

古木委員長 それでは、本件については、ご異議ないものと見て、承認することに決定いたします。

協 議

(1) 立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について

古木委員長 次に、2番、協議。(1)立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について、五十嵐生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 協議の(1)立川市林間施設条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

前回の教育委員会会議におきまして、八ヶ岳山荘の見直し方針で、指定管理者制度の導入について確認をさせていただいたところであります。

今回の改正する条例案でございますが、地方自治法第244条第2項の規定に基づいて、公の施設の管理を立川市が指定する指定管理者に行わせることができるようにするため、条例を改正するものであります。

お手元の立川市林間施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。この表の中で、アンダーラインが引いてある部分が条例の一部を改正する箇所でございます。左側が新しく改正する内容で、一番下の方で第4条の2の2項、「指定管理者は、利用者の利便を著しく妨げることなく、施設の管理運営において必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休日を定めることができる。」

3ページ目をご覧ください。このアンダーラインの箇所が改正する場所でありまして、指定管理者による管理、第11条。指定管理者が行う業務の範囲、第12条。4ページ目の利用料金、第13条。指定管理者が行う管理の基準、第14条。第15条につきましては、第11条を改め第15条とするような形で、指定管理者を導入するための条例改正案という形でございます。

5ページ目をご覧ください。5ページ目につきましては、今まで、市内在住、在勤、在学の

方のみしか利用ができなかったものを、市外にも枠を拡大いたしまして、利用の増を願う形で市の外料金を設定するものでございます。左側の宿泊の「その他」のところでは2,000円。これが現行、本館を利用する場合の料金でございますけれども、これに指定管理者を導入すると同時に、枠を市外に広げまして、「その他」というところで市内料金の倍額の4,000円という料金設定を新たにしたいものでございます。

この料金の内容につきましては、周辺の施設状況を見ながら、2倍が相当だろうと判断した内容でございます。しかしながら、この料金設定につきましては、利用料金制ということになりますので、請け負う指定管理者がこれを上限として料金の設定ができるような仕組みになっております。

また、備考のところでは、(1)の削除というものは、宿泊棟につきましては、利用状況が少ないということで、八ヶ岳のあり方の中で、これを廃止するというので、宿泊棟は、青少年団体の使用に特化した形の青少年研修とし、一般の利用は廃止する。また、テント場についても利用頻度がないので廃止するという形のものにより、削除という形になっております。

以上が条例の一部改正する条例案という形でございます。ご審議、お願いいたします。

古木委員長 ありがとうございます。説明を終わりました。質疑をいたします。活性化のための案でございますので、よろしいと思うんですが、ご意見ございましたら。牧野委員。**牧野委員** 宿泊費の問題ですけれども、4,000円ですよね。4,000円というのは、今言った近隣のという話がありましたよね。宿泊棟の。例えば、民宿なんか、高根山荘でしたか、山荘周辺の民宿代というものは一体幾らぐらいするものなんですか。それによって、例えば、もうちょっと安ければ、多分こちらの方へお客が流れるだろうなという気がするんですよね。だから、その辺のところの宿泊代。平均で結構ですけれども、どれぐらいのものか教えてくださいませんか。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 料金の4,000円につきましては、市外の方が利用する料金が4,000円ということで、これにつきましては、食事代は含まれていません。食事代につきましては、朝が700円、夕食が1,800円ということでございますので、1泊2食ということになりますと、市外の方が利用される場合には2,500円がプラスになりまして、6,500円。市内の方のご利用になりました料金は2,000円ということでございますので、現行と同じような形で、1泊2食の食事込みで4,500円の料金という形になっております。

ただし、この料金につきましても、価格は教育的な施設という観点で、空いたところの利用ということで価格は安く設定ということで、あの近辺の中では6,500円とか7,000円、8,000円ぐらいまでが通常の保養の施設の利用料金というふうに調査しております。

本日、お手元に類似市の使用料一覧は添付させていただいていないところですが、手持ちの資料の中で、近辺の八ヶ岳の中での利用につきましては、周辺には八ヶ岳の府中の山荘がございまして、これにつきましてはもう少し価格の設定が低くて、市外の方につきましては3,000円という形、市内については1,200円という形のもの、あと、調布市につき

まして、市外については1,400円、市内につきましては800円、これはかなり年数がたっていて、かなり老朽化しているような感じになりますけれども、お隣の日野市のデータは今持ち合わせていなくて、立川市が極端に低くも高くもない状況で、周辺の施設の中では中位ぐらいを占めている利用体系となっております。

以上です。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 今、お話を聞くと、確かに調布、日野、あの辺にはもっと目黒とかいろいろのがありますよね。そういうところと対比されてしまうと、やや割高かなという感じがするんですけども、あの辺の中では一番立川山荘が、きれいと言ったらおかしいけれども、きれいだろうと思うんですね。そんな中でも、利用する方は、より安い方へと流れていく可能性もありますので、ちょっとその辺は心配かなと思ったんですよ。高根山荘へ行くと、食事付きで1万2,000円ぐらいですよ。そうすると、山荘周辺にはホテルも最近でき始めましたから、そういう意味での立川山荘に流れるお客さんが、こういうふうにしても、一体どれぐらいの割合があるのかな。やってみないと分かりませんが、実際やってみて、値段の検討というのはもう少し柔軟に考えていかれることも必要かなと思ったんですね。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 料金設定につきましては、ここで2,000円、4,000円は上限の設定という形になりますので、指定管理者が決まった中では、この上限をもとにして利用料金の中で教育委員会と折衝する中で、例えば、シーズンがオフシーズンであれば低価格にするとか、いろいろな料金の設定は可能というふうに考えています。

以上です。

牧野委員 分かりました。

古木委員長 他にご質問はありませんか。中村委員、ございますか。

中村委員 第13条の2項、ここで言う市長と、6条、7条の2項の市長、第13条の2項は、ここの関係においての市長ですか。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 第12条の第2項で、その以前に出てきたものについては、「立川市教育委員会」、「委員会」又は「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるという形のものになってございまして、ここの市長というものは、読み替えないものの市長と相談をした中で、料金の一部納付ができるという意味合いのものでございます。

古木委員長 中村委員。

中村委員 質問の意図は、2項で、利用料金は指定管理者の収入とする、ですね。そうすると、先程の6条、7条の関連において、指定管理者の収入が減るのかという問題についての質問です。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 13条の2項の内容につきましては、収入につきましては、

指定管理者の収入という形になりますけれども、利用者が多くて、収入が予定より上回った場合に、上回った分はという一定の線を決めまして、これを市の方に納付するという意味合いの内容の項目でございます。ただし、これにつきましては、この条例案が直った時点で、今後それをどのラインにするかというのは協議していくような内容ということになります。

古木委員長 中村委員、よろしいですか。

中村委員 はい。

古木委員長 宮田委員、特にありませんか。

宮田委員 はい。

古木委員長 それでは、協議の立川市林間施設条例の一部を改正する条例案につきまして、ご異議ないものと認め、承認されたものといたします。ありがとうございました。

報 告

(1) 学校選択制校長意向アンケートの実施について

古木委員長 次に、3番、報告に移ります。報告第1番、学校選択制校長意向アンケートの実施について、島田学務課長。

島田学務課長 学校選択制校長意向調査アンケートの実施について報告いたします。

規制緩和、構造改革の流れの中で、学校の現状を見直し、保護者の意見を踏まえて、中学校を指定する制度としての学校選択制についての検討が行われてきました。

立川市においても、教育委員会事務局として、これまでも学校関係者や市民の皆さんのご意見に基づいて検討を進め、現在、立川市立小・中学校では、平成15年度から隣接区域選択制を導入し、これまで実施をまいりました。

この間、立川市議会における一般質問の中で、学校選択制の趣旨をさらに拡大して、中学校には自由選択制を導入することを具体化してはどうかと提案をいただいております。また、先般行われました立川市長選挙では、市長公約として学校選択制が取り上げられたという経過もありました。ただし、これらの制度を改革していく場合には、立川市の実態を踏まえて検討していくことがきわめて重要であり、これまで慎重に検討する必要があることを指摘していました。

そのため、日々、学校において教育現場の第一線を担っていただいている校長の意向について十分な把握を行い、今後検討していく方向を見いだしていくことが大切であると考え、今回、アンケートにより、校長意向調査を実施いたします。その上で、保護者の希望がどのような点にあるのかを判断するために、今後、小・中学校のPTA連合会との意見交換を行うことを予定しております。

アンケート調査の実施期間としましては、平成20年1月25日、明日から2月1日(金)までを予定しております。

調査項目については、5項目といたします。

1番目に、平成15年度から導入している隣接区域選択制の現状についての評価について。

2 番目に、小学校は隣接区域選択制が定着していますので、現在は検討対象にしていますが、中学校に自由選択制を導入することをどう考えるのか、できるだけ賛否を明確にしてお願ひしております。

3 番目に、もし平成 21 年度から自由選択制が中学校に導入された場合、それぞれの学校においてどのようなよい影響や改善点、または悪い影響や問題点が生ずると思うかということについて。

4 番目に、現在の中学校の隣接区域選択制は、指定校より近いことが要件となっていますが、この要件を外すことについての意見について。

5 番目に、指定校に希望する部活動がない場合、部活動を理由とした指定校変更を認めることに対する意見、この 5 点についてを調査項目としております。

また、調査に当たっては、学校名、校長名を記載した意向調査に対して、文書により記載する方法をお願いしています。

また、校長の個人の意見については、個別に公表はしないことといたしまして、集計や事後の取り扱いについても匿名性について配慮していきたいと考えております。

以上であります。

古木委員長 ありがとうございます。1月25日から2月1日までの間に、ただいま読み上げられました5項目について校長さんたちにアンケート調査を実施するというところでございます。これについて、何かご質問、ご意見等ございますか。牧野委員。

牧野委員 校長の意向を聞く、PTAの意向を聞くというのは大事なことで、市民の意向も聞きたいんですけども、そのもっと前に、我々教育委員会の中で、どのような学校選択制をすることがいいのか、現状でいいのか、もしくは、やはりこれを変えることが必要なのかというきちんとした話し合いがまだ進んでいる状況の中で、こういう意向をどんどん出していくということについては、やや疑問があるんです。やはりこれは議会の中で、ある委員さんが出したから、それに対して答えなければいけない。その答える中でしかこういうものを校長会にとっていくということの考え方が、どうも分からない。教育委員会としては、こういう考えを持っているから、今後校長やPTAや市民の声を聞く、そういう場をつくれますよというんだったら分かるんです。そのところが私なんかはお聞きしていて、何でいきなり校長なんだろうというような大変危惧があるんですね。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 今、教育委員さんがおっしゃったようなやり方でこの問題を議論しろということであれば、それも必要かなと思いますが、私どもとしては、教育委員さんに効果的な議論をしていただきたいということで、基礎的な資料といいますが、議論を詰めていくためには基礎的ないろいろな条件を整えておくことが必要かなと思ひまして、校長先生あるいはPTA、保護者、そういう方々のご意見をある程度、こういう状況であるというような資料をそろえてご議論願えれば、よりいい議論ができるかなと思ひまして、このように進めていたわけですが、確かに教育委員さんも新しく変わりましたから、前委員のメンバーは、一回意

見交換会で議論していますので、私どもとしては、資料を整理して、そしてここに提出しよう。そしてご議論いただこうとは思っておりましたが、今、そういうご意見もいただきましたので、もし今後そういう方向でなくて、もっと教育委員会定例会の中でよく議論して、そのような手順に入っていくようにということの合議であれば、そのようにさせていただきます。

ただ、この校長アンケートにつきましては、ここで準備しておりますので、このまま進めさせていただきます。

古木委員長 島田学務課長。

島田学務課長 補足ではありますが、新委員さんに対しては、従来の2回の勉強会の記録、そのときに提出しました学務課からの資料、文科省の学校選択制に対する事例集などについて既に提出してあります。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。ご丁寧に情報提供は前回、前任の委員の皆さんでの選択制に関する意見交換会の資料は、中村委員、宮田委員に島田課長から届いているそうです。それに対して牧野委員。

牧野委員 今のお話、理解はできるようなできないような部分がありますけれども、非常に大事な部分ですので、立川市は、自由選択制を導入していないのかといたら、現にやっているわけですね。小・中ともにやっていて、お2人の委員さんに回ったような、ああいう近隣のものとかが柔軟に対応しているというのが現状ですね。もう他市の自由選択制、特異な自由選択制の地区とは別にして、他と何ら相違のないようなものやっぺらるわけですね。だから、そういう意味では、親としてはそんなに大きな課題はない。

ただ、今課題になっているところは、中学生のクラブ活動の問題等があって、その中で、行けるのか、行けないのか。それから、クラブ活動がない学校に行くよりも、クラブ活動がある学校に行った方がいいから、だからそこで選択制をやっぺらほしいという話になってきているのではないかなと思う。それは、ごく一部のその他条項ですとか、補足項目を付け足せば、今の規制緩和の、ごめんなさい、規制緩和という言葉はあまり好きじゃないですけども、今ある委員さんが言っぺらることは、僕はクリアできるんじゃないかな。

どこに落とすかという問題はあるんですけども、あまりこの問題だけに集中してしまうと、ちょっと方向が違っぺらる感じがして怖いんです。ということです。

古木委員長 教育長。

大澤教育長 これは、平成14年から校長会でもいろいろと検討していただいっぺらいて、校長会で一定の方向が出たこともあるんですけども、14年というと、そう昔じゃないんですけども、ご承知のように、国の機関だとか、中教審を含めて、考え方というのは急速に変わっぺらっているんですけども、一時は、臨教審あたりでは、学区域の自由化という議論がありましたけれども、それ以後、いろいろな反発があっぺらって止まっぺらっていたものが、10年ぐらいからかな、また

急に動き出してきているんですよ。

私は、14年に中学校で検討したんだけど、住民感情なり社会の動きというのは、相当教育に関しては早いですから、どう変化しているか。だから、私も14年のときの中学校長会の結論というものは、現在もそのままでもいいのかという疑問があるんですね。現状の中で国等の考え方、あるいはそういうことの中でもって学校の校長先生方の考え方もどういうふうに変化しているのか。あるいは、保護者なり市民が、その辺のところを私もつかみたい。教育委員の皆さん方で議論をすることは、それは非常に大事なことなだけども、ただ、議論する場合も、私自身も市民なり学校長の意識がどう変わっているのかということを中心に無視してここで議論をしても、意味がないとは言いませんが、むしろそういう周辺状況の動きというものを把握して議論した方が、より実のある議論ができるのではないかなということ、基礎データを集めるためにアンケートをしたい。

これは、中学校長会のアンケートをとって、どういう答えが出てくるのか分かりませんが、ノーと言うのかイエスと言うのか分かりませんが、それだとか、また、保護者はどう言うのか、また市民がどう言うのか。それらを全部集めた中でもって、教育委員さんがそれを頭に入れながら、では、どうするのかという検討に入った方が、かえって実質的に実のある議論ができるのかなと。先に教育委員が、そういうものはなくていいよと。教育委員、その前に議論しようと、それはそれで議論することは結構なんですけれども、私はそういうような周辺状況を知った上で議論の方がいいかなと、そういう考え方で始まったということでありませう。

だから、もしアンケートをとって、市民とか保護者のアンケートをとると、相当時間がかかりますから、その間に幾らでも時間があるので、教育委員会の中で、そのデータをとる前に議論しろよというなら、幾らでも時間がありますから、それはやることはやぶさかではないと考えます。

古木委員長 ありがとうございます。牧野委員。

牧野委員 ただ、3月議会の答弁を教育委員会としてはしなければいけない状況ですよ。質問があって、教育委員会としては3月議会で答弁しますと言っているわけだから、そういうときに、校長のこういう諮問だけを通していくということになると、やや偏ってしまうだろうな。やはりそうじゃなくて、教育委員会として、校長のこういう意見を聞いて、しかし、現状のままでいいというような意向が出ていると。ただし、もっと意見を聞きたいので、市民だとか、保護者の考え方をもっと聞いた上で、もっと精査したいんだというのだったら理解できるのです

古木委員長 大澤教育長。

大澤教育長 今、牧野委員が言った後段の方ですよ。この問題というのは軽々に結論を出すべきものではないと思いますので、保護者だとか市民だという話になってくると、相当時間がかかりますし、3月の議会で、こういきますという答弁はとてもできないと考えています。現在、検討中でありませうということだと思ひますね。

古木委員長 中村委員。

中村委員 私、聞き違えたかもしれないんですけども、学校選択制校長意向アンケートで、先程おっしゃったのは、学区自由化選択について聞くとか。私の聞き違いかもしれません。

古木委員長 島田学務課長。

島田学務課長 質問項目につきましては、先程お話ししました自由選択制については、中学校について導入することについては、賛否についてはお聞きすることになっております。標題としては、学校選択制ということですが、その中で、そこは具体的にお聞きするという事です。

中村委員 分かりました。

古木委員長 よろしいですか。

報告の1番の学校選択制校長意向アンケートの実施については、これで終わります。

報 告

(2) インフルエンザによる学年閉鎖について

古木委員長 報告2番、インフルエンザによる学年閉鎖につきまして、島田学務課長、説明をお願いします。

島田学務課長 インフルエンザによる学年閉鎖について報告いたします。

届出日は1月15日ではありますが、立川市立けやき台小学校4年1組におきまして、在籍者29名中欠席8人、患者が8人、同じくけやき台小学校4年2組におきまして、在籍者28名の中で欠席者が10人、患者が12人ということでありましたので、1月16日から18日までの3日間、4学年の学年閉鎖をいたしました。

なお、今年は1月16日が初発日ではありますが、18年度は1月22日ということで、大体平均的な状態であります。

また、12月16日から22日のときの集計が東京都からきておりますが、今の公立学校のインフルエンザによる臨時休校状況は、23区では9区、うち3区が学年閉鎖、26市では10市、うち3市が学年閉鎖というのが現在の状況であります。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。何かご質問ございますか。

〔「結構です」との声あり〕

古木委員長 ご質問がないようですので、報告2番を終わります。

報 告

(3) 第4回「立川教育フォーラム」について

古木委員長 報告3番、第4回「立川教育フォーラム」について、樋口指導課長よりご説明をお願いいたします。

樋口指導課長 それでは、先月行われました第4回「立川教育フォーラム」について、成果、

課題、改善の方向性などについてお話をさせていただきたいと思います。

委員の皆様には、ご多用中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

まず、参会者でございますけれども、883名。内訳は、教職員が600、保護者が162、その他121でございます。18年度は、全体で906、教職員が605、保護者159、その他が142ということでございました。

成果といたしましては、4回の回数を重ねまして、いわゆるイベントとしての着実な定着にあるということ、それから、内容の充実が年々図られている。そのことについては、今、委員長に当日のアンケート。アンケートは46通でございましたけれども、それをご覧いただいても、年々そのアンケートの状況も変わっている点がございます。

それから、学校の取り組みの充実ということで、パネルの充実、学校の発表。学校の発表は、既に来年度の発表をしたいという立候補をいただいております。それから、学校によっては、分掌ではありませんけれども、フォーラムプロジェクトのような校内組織をきちんと立ち上げて、それに向けて学校組織としても充実していくというような取り組みをされております。

今後の方向性ということでの課題ということでお話を申し上げますと、これは教職員、保護者、市民が一堂に会しということなんですけれども、ねらい、だれを対象にしているのか、そのあたりのねらいをより一層明確にしていきたいと思っております。

私も指導課といたしましては、立川市の教育施策や各学校等の教育実践を、保護者、地域の方、いわゆる市民に発信していく。その中でご理解をいただく中で、連携、協力を図っていくという方向にねらいを焦点化してきて、そのために、私も指導課としても課題の部分でございますけれども、広報活動ももうちょっと、というより、より一層充実をさせたいと考えております。チラシ等を学校にもお送りしておりますけれども、ポスターを作成して新聞社へ投げ込みをしたり、あるいは図書館等公共施設へ掲示していただいたり、P連の方に私どもからお願いしたり、市内の幼稚園や保育園にもお願いしたり、学校評議員、あるいは近隣市の教育委員会、大学等、そういうところへ積極的な広報に努めて、地域や保護者の方、あるいは幅広く一般の方々に立川の教育活動等を報告するような形で、内容面でも、少し構成を変えながら、意見交流が十分できるようにしていきたいと思っております。

今、4年間、2部構成でまいりましたけれども、それを交流という、質疑はあるかもしれませんが、意見交流をしながら、参会者それぞれが思いを持ち帰っていくような形に方向性を明確にしていきたい。その交流という部分も、発表の部分だけではなくて、パネルの展示を見て感じたこと、あるいは冊子をお配りしておりますし、あの冊子も大変内容の濃いものと思います。そういう中からいろいろな意見の提案をいただいたりしていければと思います。

これはまだ全く私も指導課としての本当に案の案のレベルではございますけれども、でき得れば、幼稚園とか保育園と小学校の連携がどういうふうに行われているとか、あるいはP連の方から取り組み実践の報告をしたり、そんなことも考えていきたい。そういうこと

を通して学校教育への一層のご理解、ご協力をいただいでいくような方向でより充実させていきたいということで考えております。また、委員の皆様からのご意見もいただきたいと思っております。

以上でございます。

古木委員長 ご説明ありがとうございました。全委員が出席しておりましたので、ご感想を一言ずつ承りたいと思いますけれども、牧野職務代理。

牧野委員 今、これをさっと読ませていただいても、皆さんかなり関心をもって書いていらっしゃるということと、学校のこういう発表というのは、市民の方かどうかわかりませんが、やはり刺激になっている。それは非常に立川の教育を育てていく上では大変ありがたいことで、こういうふうに書いていただく。一番最初の方は厳しいですけども、それなりの受け止め方をしなければいけないかなと思います。でも、全体的に見ていると、こういうフォーラムが少しずつ根づいているということですよ。これはすごく立川としてはいいのかなと思うんですね。これからも今、課長が言ったような方向転換は少しずつしながら、よりいいものにしていくというそういった方向で進めていくことで、さらに多摩地区のナンバーワンスクールじゃなくてナンバーワン教育、教育委員会になっていくようなそういう方向へ動き出していいただければありがたいと。どうもありがとうございました。

古木委員長 中村委員はご感想は。

中村委員 立川市らしいすばらしいイベントとおっしゃいましたけれども、行事を非常に感心して感銘を受けて見させていただきました。本当にありがとうございました。そういう意味で、各学校が発信していくとか、表現していくとか、アピールしているという点で、非常にいいフォーラムだと思います。

ただ、先程、意見交流ができるようにというお話がございました。ですから、発信だけじゃなくて、学校が受信する交流ということが非常に大事で、ですから、発信ということはもうかなり煮詰まってきたのだろうけれども、各学校が地域の方とか保護者、PTAの方の受信を通して、それをお互いに交流をどう高めていくかということは、先程課題として受け止めておられたようですが、頑張っていたきたいと思います。

なお、1点、対象を広げていったときに、先程焦点化したいというお話がございましたが、往々にして対象を広げると論点がぼけるという点があると思いますので、その2つの兼ね合いが難しいと思いますので、そこを知恵で工夫なさって、是非また来年いいものにしていただければと思います。

以上です。

古木委員長 ありがとうございました。宮田委員はいかがでございますか。

宮田委員 皆さんがすべてお話しされたので。ただ、繰り返すようですけども、第1回的时候から保護者として参加させていただいていましたので、ありがとうございます。学校がまず発信するというのを、勇気をもって発信を始めたことから、4回目までここまですばらしいものを見ることができたということは、とてもうれしいですし、学校に対しての信頼

感がとても充実したものになってきたかなと思います。

広報というお話がありましたので、広報する仕方を、広報の質を工夫することが、さらにこのフォーラムをきっかけとした今後のそれぞれの役割の交流の関係といいですか、そういったものにつながっていくのかなと思います。

ここに保護者の姿が、こうした学校のいろいろな表現の中で、保護者として何をしているのだろうかというところが同時に見えると、お互いの問題点や課題や連携する部分がより一層分かりやすくなるかなと私は思いました。ですので、課長がおっしゃったように、幼稚園やP連との連携などということは大変期待ができるかなと思いました。

古木委員長 ありがとうございます。教育長。

大澤教育長 私のねらいにより近づいてきたかなと思っているんですが、ただ、4回やって、どっちかというと一方的に学校側からの発信なので、これはずっと続けて来ていただいている市民からすると、場合によると、たまるものがあるのかなという感じがありますので、今、課長が言ったように、対話式の部分も入れていくと。それが一つの課題だなという認識を持っています。

古木委員長 ありがとうございます。

私は、去年のアンケートを拝見して、去年と比べますと、去年は、こんなことは学校にとっては時間のむだ遣いだとか、かなり強烈な批判的なご意見のアンケートがありました。今年はそのようなのがなかったですね。シンポジウムも非常に時間の進行がきちんと、先日も浅野指導主事から伺ったんですけども、開会から終わるまできちんと時間内で終わったということ、浅野先生が司会進行をなさっていらっしゃったんですけども、そういう点でも随分だらけしないで、皆さんが満足していただけたのではないかと。

ただ、最後のシンポジウムの時間が短いというのは、これは否めません。やむを得ないと思いますけれども、もう一課題、もう二課題ぐらいができなかったのかというのは、司会の伊東先生がおっしゃっていました。でも、大変よかったと思います。準備に当たられました指導課の皆さん、ご苦労さまでございました。

指導課長。

樋口指導課長 ありがとうございます。

今、口頭でご説明させていただきましたけれども、今後、校長会ともまた意見、私どもの方でももちろん原案を立てながら、また意見をもらいながら、来年度に向けての改善の方向性については、また折りを見て教育委員会にご報告させて、ご意見いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

古木委員長 ありがとうございます。

では、報告の3番を終わります。

報 告

(4) 学校表彰等について

古木委員長 報告4番、学校表彰等につきまして、樋口指導課長よりご説明をお願いします。

樋口指導課長 本日、配付をさせていただきました横1枚のプリントでございます。立川市立学校等の東京都教育委員会等表彰についてということでございます。

4点ございますが、第1点目は、平成19年度東京都教育委員会職員表彰。これは本日、表彰式が行われております。表彰は、団体と個人、分かれておりますけれども、個人の部、管理職の部ということで、新生小学校、松野登校長が、校長職としての15年間、学校経営に尽力し学校改善を行い教育の成果を上げた功績として表彰を受けております。

また、団体の部では、若葉小学校が、平成12年度から開始しました、いわゆるゴミ出しボランティア活動、それを特色ある教育活動として推進しながら、地域の様々な交流を展開していく。このことを学校教育の大きな活動と位置づけて、学校として地域における福祉に寄与した功績ということの表彰でございます。

2点目は、平成19年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰でございます。これは2月2日の土曜日に表彰が行われます。

立川第一中学校生徒会。近隣の小学校、一小、四小と連携して取り組んでいる募金活動でございます。これは、区分ではボランティア活動という区分での表彰でございます。

また、立川第七中学校。学校全体で生徒が取り組んでいる街頭でのユニセフ募金活動。本年度は新宿で募金活動を行って、報道等もされておりました。区分はユニセフ活動でございます。

3点目は、第48回交通安全国民運動中央大会。これは1月18日に開催されました全日本交通安全協会と警察庁の主催でございます。第一小学校児童会が交通安全優良学校として、東京都代表としての表彰を受けております。第一小学校におきましては、学校地域合同防災訓練で立川消防署から表彰、また、この40年以上の伝統のある交通安全教室自転車免許制度ということで、6月に警視総監賞を受賞し、今回の全国大会での受賞に至ったということでございます。

最後は、第34回東京都小・中学校新聞コンクール。これは、主催は研究団体ではございませんが、小学校学級新聞の部で、全都で1校、最優秀賞ということで、東京都教育委員会賞を第六小学校の6年1組が受賞しておりますので、あわせてご報告させていただきます。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。

関連して質問ですが、実は東京都が、もう8年目ぐらいになるんですけども、薬物乱用防止の中学生に対する全都的なポスターと標語コンクールをやっているんですけど、七中の山田ゆりさんという3年生が全都で1位になりました。こういう報告が学校からなかったんでしょうか。あれが全都で1位になりますと、全都に配られるリーフレットとか大きなポスターの表紙になって、かなり長年にわたって各範囲に広げられるんですけども、こういうのも本当は対象にしてあげるといいですけども。

樋口指導課長。

樋口指導課長 七中の今お名前が出た山田ゆりさんの作品は、申しわけございません、私、失念しておりました。口頭でご報告したような記憶があったものですから、申しわけございません。

ただ、今までこのような形でご報告をさせていただくことがなかったものですから、今後、私ども、情報を集めて、折りを見て、こういうような報告はさせていただきたいということでございます。また情報がございましたら、ご連絡いただければと思います。

古木委員長 またお伝えします。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

では、報告4番を終わります。

報 告

(5) 第68回国民体育大会の合意について

古木委員長 報告の5番、第68回国民体育大会の合意につきまして、田中体育課長よりご説明をお願いします。

田中体育課長 それでは、第68回国民体育大会の合意について、体育課からご報告申し上げます。

第68回国民体育大会につきましては、平成25年、西暦で申しますと2013年ですが、東京国体として東京都で開催されます。この国体は、東京都でも多摩・島しょ地区を中心に開催されることから、多摩国体とも言われており、平成11年12月から、その都度、議会や教育委員会等に報告してきたところです。

簡単に今までの経過を申し上げますと、国体の開催に当たりましては、東京都から平成17年8月29日付けで、大会会場地選定希望予備調査があり、平成18年2月に選定地予備調査意向調査のヒアリング及び現地調査を実施され、立川市は多摩の中心的都市であり、交通の利便性、宿泊施設などの視点や東京都の市長会等で誘致してきた経過、こういったことから、泉市民体育館、立川公園野球場、立川競輪場を会場地として希望したところです。

その後、東京都は、区市町村及び競技団体と協議を重ね、平成19年1月25日付けで、会場地の第1次選定状況の通知があり、選定競技38競技中22競技が、会場地につきましては、87会場で39会場が選定されました。

その後、第2次の会場地の選定が発表され、競技数及び会場地も若干変更されましたが、競技数40競技中36競技、83会場で77会場が選定され、約93%が決定しているところです。まだ一部決まっていないところもありますが、東京都が今鋭意努力をしているところです。

立川市につきましては、第1次選定の中で、泉市民体育館においてバスケットボール、バレーボール、立川公園野球場で軟式野球、立川競輪場で自転車のトラック競技、この3施設4競技が決定しているところです。

平成19年10月から11月にかけて、東京都及び国レベルの競技団体等による正規視察が実施され、開催合意書の提出を平成19年12月28日付けで東京都に提出したところです。それで正式合意をしたということですので、ご報告を申し上げます。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。ご質問はございませんか。特にご質問ございませんね。ありがとうございます。田中課長、ご説明ありがとうございました。

以上で報告5件が終わりました。

その他

古木委員長 次に、その他に移ります。その他の第1番で、私の方から、去る1月22日の午後2時より4時半まで行われました多摩教育委員長会、つまり理事会の報告を簡単にさせていただきます。

渡邊総務課長と往復いたしました。そして、一部の理事の変更、立川とか三鷹ですとか、ございまして、そういうところの報告がありました。

その他いろいろな研修会等の報告、会計報告がありまして、後に、今後につきまして、立川は第4ブロックなんですけれども、各ブロックの中での役割分担がありまして、立川は渡邊課長に何うと、前に藤本委員長が世話人をやっていたらっしゃったということで、今回は2年間は役割がないということで、役割のなかった国分寺とか小金井とか、そういうところに新しく代表世話人、世話人、常任理事、会計監事という役割がいきました。ですから、ここ2年間は立川はそういうブロックでのお役がないということになりました。

それから、今後につきましては、理事会が4月24日、ちょうど立川は定例会の日で、それは出られません。その前に研修会が2月1日にございます。それは既に1月10日の第1回定例会の後の打ち合わせのときに、八小の研究発表会と同日なものですから、そちらの方には中村委員と宮田委員に行っていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

その他

古木委員長 次に、その他の2番として、牧野委員から3件提出されておりますので、牧野委員、ご説明をお願いいたします。

牧野委員 それでは、質問させていただきますけれども、中学生の八ヶ岳山荘を使ったスキー教室その他校外指導があるんですが、そういう中で、大規模学級の学校と小規模学級の学校との費用がかなり差がある。それはなぜかといいますと、八ヶ岳山荘を使ったときの費用ですから、小規模学校は、中規模ぐらいまでは入りますでしょうか、非常に費用的にも安いんですね。ところが、大規模になりますと、先程の八ヶ岳山荘云々の中でも出ました、他の施設を活用するということで、費用が少しアップするということが起きております。現実には起きているわけですが、そういうことが何年も続いているんですが、そのことに対して保護者、学校側も含めて、何とかならないのかなという疑問が生じているということは、多分教育委員会等にも入ってきているのではないかと思います、そういう宿泊費用を何と

か出してあげられるだけの予算確保ができないんだろうかというのが1点です。

2点目は、立川市としての経営改革プラン、これは立派なものできていますが、あれは5年ですか、3年ですか、切りかえる、第1次、第2次、第3次と計画がありますが、あの中にも教育的なプランは入っております。ただし、教育委員会としての10年、20年という先行した計画というものが、前から私も話をさせていただいていますけれども、やはり必要ではないかということを考えているわけですね。

例えば、今回の平成21年から、これは年度的には非常にばらつきがありますから、年度がどうこうでなくて、やはり学習指導要領の改定ですとか、それに伴う立川市の動向ですとか、見通しはなかなか難しく立てにくいですが、立川市としての考え方。というのは、立川市の教育はこうやっていくんだよという、これは目標ですとか、立川市の教育目標等々出ておりますから、これをもう少し幅を広げて、何とか教育プランができないかということをやっと前から考えていますし、私が校長会のときにも、周りの校長たちにもそういう考え方は小・中ともに持っていました。

先が見にくいということは、どこの教育も今はみんなそうなんですけれども、でも、やはりある程度の先を見える教育を先行してあげることで、校長たちの経営改革というのが各学校ででき得てくるのではないかという感じがするんですね。そういう意味では、今後、21世紀プランでもいいし、名前は何でもいいんですけれども、例として出しましたけれども、21世紀の教育、立川の教育はこうなってほしいんだ、こうあるべきなんだというようなものを出していく。

その中には、前にも、今年は予算組みがまだだと思えますけれども、決定されればありがたいですが、例えば、情報化社会の中での教員1人1台当たりの機械を与えたり、LANをつくったりというものから、事務量の変化、そして子どもへの指導の変化というものをできるということもあると思うんですけれども、これは、21世紀プランを出しても、どんどん改訂しなかったら、教育は、日増しに、先程教育長が話されていましたが、日毎に変わってきておりますから、それを追っかけるだけで大変なところだと、それは理解しておりますけれども、やはりある程度の大きな目安みたいなものですね。どうしても必要な時期。これだけ難しい教育のあり方の中では、是非必要になってくるだろうな。これは教育委員会だけではなくて、校長会も含めた、市民も取り込んだ、立川市の教育というものはどうあるべきなのかという部分を考えていく時期ではないかと思うんですね。これが2点目です。

3点目は、先の学校選択制の問題ですけれども、教育委員会として、教育委員一人一人の考え方はある程度の方向づけを持っていた方が、いろいろところで話をするにしても話しやすいし、また、その方向に話を持っていきやすくなるだろうな。それが間違った方向かどうかというのはまた別ですけれども、教育委員会はこんなふうな考えを持っているんだよというアピールをするということも市民に訴えていく部分もあっていいのかなということを含めた中で、もう一度学校選択制というものがどういうものか。先程話が出てきましたので、あえて言いませんけれども、そういうようなことが必要ではないかという3点です。

古木委員長 質問を終わりました、ご説明は高橋教育部長からお願いいたします。

高橋教育部長 2点目のところから、私の方からお話しさせていただきたいと思っております。

こういう状況の中で、新しい教育の考え方、立川の教育がこうなっていくというような、そうした面での発信ができるようなものが必要ではないかというご指摘は、たしか10月ごろの委員会で委員の方からご指摘いただいて、私もそのときにお答えしたのは、予算の時期です。予算がある程度落ち着いた段階で少し出発していきたいというお話をたしかお答えしたと思っておりますけれども、ここである程度予算のめどが立ってきましたので、いよいよおっしゃるとおり、何らかの形でそのプランを、教育プランという名称も含めて、そろそろ課題整理ではありませんけれども、資料を収集し始めているところでございます。

できれば、来月あたりのどこかで教育委員さんの方には、こういうような仕方であっていったらどうかというような案をご用意したいなと思います。それについてまたご意見いただいて、スケジュールも含めてご提案したいと思っておりますけれども、どういうつくり方をしたいのか。今、ご指摘のように、先生方をどう入れていくのかということもありますし、前回お話に出ました教育センターのこともございますので、多分、教育センター絡みの部分のことも含めて、本当に立川の子どもたちがよりよい教育環境に置かれるように、全力を尽くしていきたいと思っておりますので、来月、あるいは遅くとも3月までには、これからの行程表みたいなもの、進め方の部分での話をご提案させていただきたいと思っております。それをまた委員さんにご議論いただいて、新年度早々につくっていくという状況にしていきたいなと考えております。よろしくお願いいたします。

古木委員長 関連して、大澤教育長。

大澤教育長 部長の今申し上げたとおり、短期の計画になると思うんですが、基本的に考えると、今、部長が話したのと別に、基本的に、将来的な教育プラン、どうするのかとなると、教育基本法が変わって、大きく中身が変わってきていますよね。要するに、考え方自体が60年前の基本法から変わってきている。それと同時に、指導要領が来月改訂が出ることは間違いない。その具体的な教育内容も変わるということがありますよね。

そうしたときに、現在、立川市の教育目標というのは14年につくったもので、相当古くなってしまっているんですね。今、部長が言ったような、具体的な計画をつくる前に、立川市の一番理念的な教育目標をどうするのよというところをまず手を入れる。手を入れて、計画に入るんですけども、もう一つには、国の方で言っている教育振興基本計画。これは教育基本法に入っていましたけれども、それが市町村でつくれ、努力義務なんです。東京都あたりでこれをつくりなさいという話になっていくのかどうかということ。そうしたときに、振興計画というものは、必要条件というものはどういうものを盛り込まなくてはいけないのかということもあると思うんですね。

それと、もう一つは、庁内のことなんですが、計画をつくったときには財源的な裏づけがなければ絵にかいたもちになってしまうので、財源の裏づけをどうするかということ、市の方

の計画と整合しないといけないという部分なんです。そうすると、市の方の計画というのは、基本構想のうちの最後の、5年、5年、5年で15年の計画の最後の第3次の基本計画というのは22年から始まるんですね。その22年から始まる計画を、市長の方では、今年から基礎データを入れて、21年ぐらいから策定にかかると思うんですね。その辺と整合してこないと財源の裏づけができないので、その辺も見据えながら計画をつくっていくということになると思うんですよ。基本的な計画としては、

では、22年まで待つのかとなったときに、20、21をどうするのと。指導要領も改訂されて、教育基本法が変わって、22年まで放っておくのか。その辺について、部長が言ったように、当面は、それまでは基本法を見据え、指導要領の改訂を見据えながら、それまでの2年間について、当面はこういう計画をとということもあるのかと思うんですね。計画をつくるということも、今言ったように、法律から変わって、指導要領が変わって、市の基本計画も改訂の時期にきているということがあるので、いずれにしても、その辺を見据えないと、きちっとした絵にかいたもちではなくて財源の裏づけがある計画はできませんので、その辺は工夫をしなければいけない。教育委員さんにもご意見をというところは、要するに、市の方と整合を合わせた計画も、それはそうだけれども、こういう視点でもってこういう計画もできるだろうということもあるのなら、お知恵をいただきたい。

それから、牧野委員が今おっしゃったように、現状いろいろな施策を展開しているものについて、現状の施策というものが、立川市の進めようとしている教育のいろいろな柱の中でどういう位置づけになっているんだとか、そういうふうな現状分析のプランというものはできるだろうと思うんですよ。そういうことなので、基本的な計画というものと、現状を見据えた短期のものをどう分けて考えていくかということがありますので、是非その辺のところはご理解いただいてご検討いただきたいと思います。

古木委員長 ありがとうございます。牧野委員。

牧野委員 今、教育長が言われたことも部長の言われたこともよく理解できるんですね。ただ、市の方の5年計画、第3次プランがありますよね。あれをよく見てみますと、予算的な部分、裏づけというのがかなり入っている部分がありますよね。これは、何をやるにしても予算がなければできないというふうになっていきますけれども、それはそれとして、そうじゃなくて、もう一本あっていいんだから。もう一本というのは、先に話したように、立川市の教育というのはこうあるべきではないかという路線。今言ったように、教育目標があれでいいのかどうかという部分から始まって、こういう人間像を立川市としては期待をしているんだよというような一つのプランというのがあって、それに付属しながら、今、教育長が話された予算的な部分も含め、これはどんどん回転しなければいけないし、また、変わっていったって当然だと思うんですけども、そういうものと両立させながらつくっていくとか、それは市の先に言った第3次計画の中にも入っているような、あれも含めながら考えていかなければいけないし、また、それを、そこまでいくのではなくて、こういう方向もあるのではないかという提言を、今度は市の方に対しても言えるのではないか。我々教育委員会とし

てはこう考えているんだけどもどうだろうという投げかけも、市の方に対して、市長を中心に投げかけていき、立川市の教育のあるべき姿というのはこうやってほしいんだという一つの願望というか、お願いというか、そういうものも僕はあっていいように思うんですね。そういうことを要求したんです。

古木委員長 大澤教育長。

大澤教育長 基本は、立川市の教育の理念なんですよ。理念はどこに置いてあるかということ、立川市の教育目標なんですよ。教育目標は予算も何も要らないで、立川市の教育委員会は、学校教育なり生涯学習をどういう方向に進めようとしているのか。これは理念ですから、この理念は14年度につくったものの中にあるんですよ。あるんですけども、それがもう陳腐化しているという部分はあるので、まず、いろいろな計画をつくる場合も、要するに、具体的な計画をつくるのでも、理念というものがなければ始まりませんから、そこがかぎになってしまうだろうと思うんですね。

あと、理念というのは、別に財源の裏づけ、整合というのは必要ないですから、教育委員が独自に理念をつくればいいわけですから、市長部局と整合を図るという部分では、理念を実現するために、個々具体的な施策をどうするこうするといったときに、じゃ、それは金の問題はどうなんだ。それはそれ以降の問題ですから、まずは、私は一番大事なのは、教育目標を、教育基本法なり現状に合わせてどうつくっていくか、これが最初なんだろうと思うんですけどもね。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 この問題も、決まってすぐ着手しないと、どんどん遅くなってしまふということ、また変わってしまうという怖さがあるんですね。今、教育基本法は60年ぶりに変わりましたが、その他の問題については、本当に変化が激しくて、どこを追っかけていっていかよく分からないというのが現実で、文科省そのものも、フラリフラリとしている状況ですから。でも、やはり立川市としては、例えば、重要なことで、道徳教育のあり方はこうあるべきなんだというようなことで、あまり国の動向に左右されることなく、立川市としては、ただし、国の動向も見ながらという部分もありますから、その辺のところの難しさは十分、何をやってもそうなんですけれども、出てくるだろうと思うんですね。

ただ、そういうものを市民にぶつけていくことによって、またいろいろな市民からの反応があったり、現場をあずかる校長さん、教員からもいろいろな考えがくると思うんです。そういう中で議論しながら、立川市の子どもは、立川っ子はこういうふう立川っ子として育てほしいよというものが出てくるのかなという気がするんですね。そのたたき台がないとうまくないですから、そういうものをつくっていききたいなと。それは行政の方だけでは大変ですから、我々も参加させていただきながら、ともに論を激論させていただきながらやっていくという方向でいければ、いいものができるのかなという気がしてお話ししているんです。

古木委員長 特にこれについて、高橋教育部長。

高橋教育部長 今の2点目の問題を先に終わらせていただくということで、1、3の質問に対

しては、またこの後お答えしたいと思いますが、私ども事務局としては、教育委員さん方がいろいろこういう部分でということであれば、またそのようにさせていただきたいと思いますので、できればこれから、今、教育長もおっしゃいましたように、教育目標の見直しということは非常に大きな課題だろうと思っていますので、その辺を中心として、一回意見交換会を持っていただいて、いろいろご意見を闘わせていただいて、そういうものを受けて、私どもも、先程私、3月ぐらいに何かこれからのスケジュール案みたいなものを提示していきたいとお話ししましたけれども、できれば、意見交換会を一回持って、それからご指示いただいて私どもは動きたいなと思いますが、よろしくお願ひいたしたいと思います。

古木委員長 ありがとうございます。樋口指導課長。

樋口指導課長 1点目のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、中学校においては、これは長年の懸案でございまして、立川山荘が140名程度収容できるということで、それを超える学校については、八ヶ岳山荘では収容し切れないということで、近隣の市の山荘と併用で活用していたという経緯がございます。20年度、来年度の予定では4校がそのような形になります。5校が八ヶ岳山荘。当然八ヶ岳山荘は無料でございますけれども、他市の山荘を使う場合には使用料がかかります。その使用料が今まで保護者負担になっていた部分、これが一つの課題でございまして、これは、単に学校の人数が多いか少ないだけの問題でございまして、何か課題があるわけではございません。

私ども指導課では、予算案は立てておりまして、議会のご承認をいただいているということになりますけれども、A市の山荘が300人入ります。この山荘を活用している場合には、その山荘の費用分は私どもの方で負担をするということで、負担がゼロになります。ただ、同時に、B市の山荘を使っている学校もあるのですけれども、これも、この使用料がA市に比べて5倍以上かかるということがございまして、A市の山荘を使えば、全校全生徒が収容できて、保護者の負担もかかりませんので、ただ、B市をどうしてもということであれば、差額分の補助分はお出しできる。あとは、この情報を適宜といいますか、予算が決定次第、校長先生にお話をし、教育効果もございますので、校長判断、あるいは保護者との理解、協力という部分になろうかと思ひます。うちの方で予算的な面では、課題解消するというところでございます。

牧野委員 ありがとうございます。とてもいいことです。

古木委員長 ありがとうございます。よかったですね。

島田学務課長。

島田学務課長 学校選択制につきましては、先程教育長がお答えいたしましたとおり、教育委員の皆さんが検討するための材料を準備しているというふうに認識しております。

以上であります。

古木委員長 ありがとうございます。

3点、牧野委員のご質問に対してとりあえずはよろしいですか。

牧野委員 そこまで終わりにします。

古木委員長 それでは、他にその他はございませんか。その他がもしなければ。他の課長さんたち、ないですか。

では、一旦ここで暫時休憩いたします。

午後 2時50分休憩

午後 2時52分再開

古木委員長 では、休憩を解いて、会議を再開いたします。

閉会の辞

古木委員長 次回の会議は、2月12日火曜日、午前11時より臨時会を開催いたします。ご予定をお願いいたします。

これにて本日の会議を終了いたします。本日は大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 2時54分閉会

署名委員

.....

委員長